

変更届（事業計画の変更）に係る条例（※）上の規定と運用

※鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(H18.1.1 施行)

《変更届の提出》

○事業計画書提出後に内容に変更が生じた場合、条例第 21 条の規定により事業計画の変更届が必要となる。

（※）（今回の事例のように）一旦、計画概要について条例手続が行われた後、詳細設計等による計画熟度の高まり、安全性の補強など、事業計画が変更される場合においても、条例第 21 条により事業計画変更届が必要とされている。

《変更届に伴う対応》

○変更内容が、規則第 19 条に規定する変更（住民意見を反映する変更や重要でない変更等）に、

- 1) 該当しない場合は、条例に基づく周知等の手続を要する。
- 2) 該当する場合は、条例に基づく周知等の手続を要しない。

《条例を運用する際の視点》

○変更内容が、条例に基づく周知等の手続を要する（再度やり直すような）変更なのかという視点で、条例に則して運用する。

条例（事業計画又は周知計画の変更の届出等）

第 21 条 事業者は、事業計画書又は周知計画書についてその記載内容を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に届出書の写しを送付するものとする。

3 事業者が第1項の規定による届出（規則で定める変更に係るものを除く。）をしたときにおける手続は、第5条から前条までの規定の例によるものとする。

規則（周知等の手続を要しない変更）

第 19 条 条例第 21 条第3項に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 10 条の規定による事業計画の周知又は条例第 17 条の規定による意見の調整における関係住民の意見等に基づいて行われる事業計画の変更
- (2) 条例第8条第2項の規定による通知に基づいて行われる事業計画の変更
- (3) 説明会に配布する書類又は図面の変更
- (4) 周知が更に図られると認められる変更
- (5) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、生活環境に対する影響を減少させることを目的とする事業計画の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める変更

< 条例規則19条の運用 >

変更全体として、以下のいずれかの号に該当する場合は、条例に基づく周知等の手続を要しない。

規則第 19 条	各号に該当する変更
(1)、(2) 条例手続中の関係住民 や地元市町村の意見によ る変更	(1) 条例第 10 条の規定による事業計画の周知(=説明会)又は条例第 17 条の規定による意見の調整における関係住民の意見等に基づいて行われる事業計画の変更 (2) 条例第 8 条第 2 項の規定による通知(=事業計画の内容と関係法令等との整合性に関し、関係機関に照会した結果)に基づいて行われる事業計画の変更
(3)、(4) 説明会に配布する書類・ 図面の変更、その他周知 が更に図られる周知計画の 変更	(3) 説明会に配布する書類又は図面の変更 (4) 周知が更に図られると認められる変更
(5) 主要な設備の変更を伴 わず、かつ、 <u>生活環境に対 する影響を減少させること を目的とする事業計画の変 更</u>	⇒ (ア)且つ(イ)に該当する変更であること (ア)「 <u>主要な設備の変更</u> 」を伴わない変更 ◆「 <u>主要な設備の変更</u> 」とは、 <u>施設のシステムや設計の考え方が根本から変わるような重要な変更</u> をいう。具体的には以下のような変更 ①廃棄物処理施設の種類や場所(=最終処分場の場合は埋立地)の変更 ②処理能力の変更(10%以上増大する場合)(※) ③処理方式、構造・設備の概要の根本的な変更 (イ)生活環境に対する影響を減少させることを目的とする変更 ◆「 <u>生活環境に対する影響を減少させる</u> 」とは、環境保全目標を厳しくするほか、構造物の安定性向上や、環境影響のリスク低減措置等を含む
(6) 前各号に掲げるもののほ か、知事が適当と認める変 更	必要に応じて条例手続きの開始要件から除外される規則 3 条との整合を踏まえながら、個別具体的に検討する項目。例としては以下のようなものがある ・「 <u>主要な設備の変更</u> 」を伴わず、生活環境に対する影響が増大しない変更

(※) は、条例手続きの開始要件から除外される
規則 3 条の軽微な変更と整合

< 既施設に係る変更の場合に、条例手続きを開始する要件 >

○鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(9) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設(略)の新設(略)又はその位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をいう。

(11) 事業者 廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。

⇒条例は「事業者」に対して手続きの義務を定めている

○鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則

第 3 条 条例第 2 条第 9 号に規定する規則で定める承継、更新及び変更(以下この条において「承継等」という。)は、次の各号のいずれにも該当しない承継等とする。

(1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(略)若しくは第 15 条第 1 項の許可に係る申請書に記載した処理能力(略)(以下単に「処理能力」といい、当該処理能力の変更について条例第 23 条第 2 項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものをいう。以下同じ。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の処理能力の 10 パーセント以上の増大を伴うもの

(2) (略) ※積替え保管施設に係る規定

(3) 排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う承継等(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。)

(4) (略) ※締結した環境保全協定の変更を伴う場合の規定

(5) (略) ※施設の更新に係る規定